

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

(号外第 131 号)

報 官

1 平成 23 年 6 月 22 日 水曜日

## 目次

### 〔法 律〕

○特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(七〇)

○水質汚濁防止法の一部を改正する法律(七二)

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(七二)

### 〔政 令〕

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一七二)

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(一七三)

○東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令(一七四)

### 〔省 令〕

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
(経済産業三〇)

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同三一)

## 本号で公布された 法令のあらまし

◇特定非営利活動促進法の一部を改正する法律  
(法律第七〇号)(内閣府本府)

### 1 定義

改正前の一七の活動分野に加えて、新たに「観光の振興を図る活動」、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」及び「第二条の別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」を追加することとした。(第二条及び別表関係)

### 2 所轄庁

特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長)とすることとした。(第九条関係)

### 3 認定

特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができることとした。(第四四条第一項関係)

### 4 認定の基準

所轄庁は、認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定をするものとした。

(一) 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準のいづれかに適合すること。

(二) 実績判定期間における事業活動のうちに、公益的活動の占める割合が一〇〇分の五〇未満であること。

(三) 運営組織及び経理が適正であること。

(四) 事業活動が適正であること。

(五) 事業報告書等について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること。

(六) 各事業年度において事業報告書を所轄庁に提出していること。

(七) 法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(八) 認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超えて期間が経過していること。

(九) 実績判定期間において、(三)、(四)の一部及び(八)から(六)までの基準に適合していること。(第四五条関係)

### 5 欠格事由

4にかかわらず、認定等の取消し、滞納処分、重加算税の賦課等を受けた日から一定期間を経過しない特定非営利活動法人又は暴力団の構成員等が役員に含まれる等の特定非営利活動法人は、認定を受けることができないものとした。(第四七条関係)

### 6 認定の有効期間

認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とし、その満了の日の六月前日から三月前までに申請を行った場合は、有効期間の更新を受けることができるものとした。(第五一条関係)

### 7 仮認定

特定非営利活動法人であつて新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができることとした。(第五八条第一項関係)

### 8 仮認定の基準

所轄庁は、仮認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該仮認定をするものとした。

(一) 4の(二)から(六)までに適合すること。

(二) 設立の日から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

(三) 認定又は仮認定を受けたことがないこと。(第五九条関係)

### 9 仮認定の有効期間

仮認定の有効期間は、当該仮認定の日から起算して三年とすることとした。(第六〇条関係)

- 10 名称等の使用制限  
認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)でない者は、その名称等に認定特定非営利活動法人等であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこととした。(第五〇条第一項関係)
- 11 認定特定非営利活動法人等の情報開示  
認定特定非営利活動法人等は、前事業年度の役員報酬の支給に関する規程等を作成し、これらを、認定申請に係る添付書類とともに一定期間その事務所に備え置き、閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧させなければならないものとするとともに、これらの書類を所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出しなければならないこととした。(第五四条及び第五五条関係)
- 12 勧告、命令等  
所轄庁及び所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、14の(イ)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができるとするとともに、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができることとした。(第六五条第一項、第二項及び第四項関係)
- 13 その他の事業の停止命令  
所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、その他の事業から生じた利益が認定特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、その他の事業の停止を命ずることができることとした。(第六六条第一項関係)
- 14 認定又は仮認定の取消し  
(一) 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が5の欠格事由のいずれかに該当するとき等は、その認定又は仮認定を取り消さなければならないこととした。  
(二) 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が4の認定基準の一部に適合しなくなつたとき、法令に違反したとき等には、その認定又は仮認定を取り消すことができることとした。(第六七条第一項、第三項関係)
- 15 罰則  
所轄庁等による命令の実効性の確保、認定特定非営利活動法人等の名称保護等のための罰則を設けることとした。(第七七条、第八〇条関係)
- 16 仮認定に関する経過措置  
施行日から三年を経過する日までに仮認定の申請をした認定特定非営利活動法人に対しては、8の仮認定の基準のうち(二)については適用しないこととした。(附則第七七条関係)
- 17 施行期日  
この法律は、平成二四年四月一日から施行することとした。
- 2 計画変更命令等  
都道府県知事は、有害物質使用特定施設等の届出があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設等が3の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六〇日以内に限り、その届出を受けた者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができることとした。(第八八条第二項関係)
- 3 基準遵守義務  
有害物質使用特定施設を設置している者(特定地下浸透水を浸透させる者を除く。4及び5において同じ。又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならないこととした。(第一二条の四関係)
- 4 改善命令等  
都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が3の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができることとした。(第一二条の三関係)
- 5 定期点検  
有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならないこととした。(第一四条第五項関係)
- 6 浄化措置命令  
都道府県知事は、有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる対象に有害物質貯蔵指定事業場を加えることとした。(第一四条の三関係)
- 7 報告及び検査  
都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、有害物質使用特定事業場から水を排出する者に対し、有害物質貯蔵指定事業場の設置者等に対し、有害物質貯蔵指定施設の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができることとした。(第二二条関係)
- 8 罰則  
4の規定による命令及び5の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者に対し所要の罰則を適用することとした。(第三〇条及び第三三条関係)
- 9 施行期日等  
(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。(附則第一項関係)
- 10 この法律の施行の臨現に有害物質使用特定施設を設置している者(第五五条第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしていない者を含む。)及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、2から4までの規定は、適用しないこととした。(附則第四項関係)
- 11 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、2から5までの施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(附則第六項関係)

16 施行日以後に相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を新組税特別措置法第七十条第一項に規定する申告書の提出期限までに旧認定特定非営利活動法人に対し、当該旧認定特定非営利活動法人の行う新認定特定非営利活動促進法第二十条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に關連する贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をする場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新組税特別措置法第七十条第十項の規定を適用する。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第二項及び第三十七條の二第二項中「租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する仮認定特定非営利活動法人」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新地方税法」という。）第四十五条の二の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第十條第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新組税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三十七條の二第二項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

3 旧認定特定非営利活動法人については、新認定特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第四十五条の二の規定を適用する。

4 新地方税法第三十七條の二の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 附則第十條第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新組税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三十七條の二第二項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

6 旧認定特定非営利活動法人については、新認定特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第三十七條の二の規定を適用する。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項を次のように改める。

一 削除

別表第二の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 指定都市の長

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十條第一項の認証、同法第二十三條第二項の届出又は同法第三十四條第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の一の項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 指定都市の長

特定非営利活動促進法による同法第十條第一項の認証、同法第二十三條第二項の届出又は同法第三十四條第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の項中「第四十一条第二項」の下に「並びに第六十四条第三項及び第五項」を加える。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八條第二項の規定は、平成二十四年度分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十七条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則第一条第二号中「第二条、第七條」を「第二条」に改め、「第九十六条」を削る。

附則第九十六条を次のように改める。

第九十六条 削除

（政令への委任）

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新認定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

財務大臣 野田 佳彦

水質汚濁防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年六月二十二日

内閣総理大臣 菅 直人

水質汚濁防止法の一部を改正する法律

第五條の見出し中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同条第二項中「次の事項」の下に「（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。）」を加え、第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

第五条に次の一項を加える。

工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（第一項に規定する者）が特定施設を設置しようとする場合又は前項に規定する者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設（指定施設）（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

工場又は事業場の名称及び所在地

三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造

六 その他環境省令で定める事項

第六条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、浸透させるもの」の下に「又は一の施設が有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設となつた際現にその施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事をしていない者を含む）」を、当該施設が特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加へ、「又は第二項各号」を「第二項各号又は第三項各号」に改める。

「第五条第一項第四号から第九号まで」に「又は同条第二項第四号から第八号まで」を

「同条第二項第五号から第六号までは、に掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに」に改め、  
 第八号を「第五号第一項若しくは第二項の規定による届出」に改め、又は前条の規定による届出」の下に「第五号第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。」を加え、又は第五号を「又は第五号第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

場合を除く。）又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項又は同

第第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係るものに限り、があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第二項若しくは第三項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第四号又は第六号から第九号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。」を加える。

第十條中「若しくは同條第二項第一号」を、「第二項第一号若しくは第二号若しくは第三項第一号」に改め、「特定施設」の下に「若しくは有害物質貯蔵指定施設」を加える。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

《有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務》  
第十二条の四 有害物質を使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。  
第十三条の三を第十三条の四とし、第十三条の二の次に次の一条を加える。

第十三条の三 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又ハ

を設置している者が第十二条の四の基準を遵守していないと認めるときは、その若に對し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができ、

置の工事をしてゐる者を含む。又は有害物質貯蔵指定施設を設置してゐる者（設置の工事をしてゐる者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から六月間（当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されてゐる地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

第十四条に次の一項を加える。

5 有害物質使用特定施設を設

点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第十四条の第三項中、「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下この条及び第二十二条第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）」を、「当該特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同条第二項中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同条第三項中「特定事業場」を「特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場」に、「又はその敷地」を「若しくは有害物質貯蔵指定事業場又はそれらの敷地」に改め、「当該特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加える。

第二十二條第一項中「特定事業場」を「特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場」に、「又は設置業者」を「若しくは設置者」に、「特定施設の」を「特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の」に、「特定施設その他」を「特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他」に改める。

第二十三條第二項の表第一号中「鉾山から排出水を抽出し」又は「特定地下浸透水を浸透させる者」とを「鉾山の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）」に改め、同表第十号を同表第十三号とし、同表第九号を同表第十二号とし、同表第八号中「第十四条の第二項」を「第五條第三項、第六條第七條、第八條第二項、第九條から第十四條まで並びに第十四条の第二項」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第七号中「事業場から排出水を排出し」又は「特定地下浸透水を浸透させる者」を「事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）」に改め、同号を同表第九号とし、同表の次に次のように加える。

|                                                          |                     |                                                           |
|----------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------|
| <p>十 廃油処理施設である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者</p> | <p>当該有害物質使用特定施設</p> | <p>第五條第二項、第六條、第七條、第八條第一項、第九條から第十一條まで並びに第十四條の二第一項及び第四項</p> |
|----------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------|

